

守っていますか？ 自転車のルール

自転車は、「人や地球にやさしい」乗り物です。
しかし、乗り方やルールを守らないと、他人に迷惑をかけ、自分自身も危険にさらしてしまいます。
交通ルールや交通マナーを守り、正しく安全に自転車を利用しましょう。

自転車安全利用 五則 を守りましょう！ ※()内は罰則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

※13歳未満および70歳以上の方などは歩道通行可

2 車道は左側を通行

(右側通行は3月以下の懲役または5万円以下の罰金)

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

5 子どもはヘルメットを着用

4 安全ルールを守る

守りましょう 信号を守りましょう (信号無視は3月以下の懲役または5万円以下の罰金)

夜間のライト点灯 (夜間無灯火は5万円以下の罰金)

絶対にダメ! 道路交通法違反行為でありとても危険です。絶対にやめましょう。

2人乗り など

(5万円以下の罰金
※2万円以下の罰金または料料の場合有)

並進

(2万円以下の罰金または料料)

携帯電話を見ながら、イヤホンで音楽を聞きながら、傘を差しながらの「ながら運転」(5万円以下の罰金)

飲酒運転

(5年以下の懲役または100万円以下の罰金)



～ 自転車運転者講習 ～

H27.6月に 改正道路交通法が施行され、悪質な自転車運転者に対する安全講習の制度が新設されます。所定の違反行為(危険行為)14項目を過去3年以内に2回以上繰り返すと、講習の受講が義務づけられます。

これを機に自分の自転車の乗り方をもう一度見直してみましょう。

自転車保険に加入しましょう

被害者になることもあれば、加害者になることもあります。県内でも自転車乗車中の事故で多額の損害賠償が発生した事例があります。事故に備えて自転車保険に加入しましょう。

ルールを守って
自転車を楽しもう!



自転車ルールに関するお問い合わせ
熊本市役所 市民局
市民生活部 生活安全課
電話 096-328-2397